

京都市危険物事務処理規程

昭和63年4月1日
京都市消防局訓令甲第2号
各 部
消防団・自主防災推進室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市危険物事務処理規程を次のように定める。

京都市危険物事務処理規程

(目的)

第1条 この訓令は、消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則及び京都市危険物規制規則に基づく危険物の規制に関する事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この訓令における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「法」とは、消防法をいう。
- (2) 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令をいう。
- (3) 「危規則」とは、危険物の規制に関する規則をいう。
- (4) 「危市規則」とは、京都市危険物規制規則をいう。

(製造所等の設置又は変更許可申請の処理)

第3条 消防局長（以下「局長」という。）は、危規則第4条第1項の規定により提出された危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置許可申請書、危規則第5条第1項の規定により提出された危険物製造所・貯蔵所・取扱所変更許可申請書又は危規則第5条の3の規定により提出された危険物製造所・貯蔵所・取扱所変更許可及び仮使用承認申請書（以下「許可申請書」という。）の内容が、危政令第23条の規定の適用を必要とするときは、別に定めるものを除き、許可申請書に危険物基準の特例適用内容書（第1号様式）を添付させるものとする。

2 局長及び消防署長（以下「署長」という。）は、法第11条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は変更をしようとする者から当該製造所等に係る設置又は変更についての相談を受けたときは、必要な指導を行うものとする。

(許可書の交付及び不許可の処理)

第4条 局長は、危市規則第3条に規定する事務の執行に当たり、前条第1項の規定による許可申請書の提出があったときは、必要に応じて現地調査を行うとともに、工事の工程計画を確認し、完成検査までに確認することが必要な事項、完成検査において必要な資料の準備その他必要な事項について指導するものとする。

2 前項の場合において、基準に適合していないと認めるときに行う通知は、危険物製造所等不許可通知書（第2号様式）により行うものとする。

（許可の撤回の処理）

第5条 局長は、法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は変更の許可を受けた者から、当該許可に伴う行為を実施しない意思表示があったときは、その旨を記した書面を提出するよう指導するものとする。

2 局長は、前項の規定による提出があった場合において、当該許可を撤回するとき、必要に応じて現地調査を行い、当該許可書の返納を求めるとともに、必要な処理を行うものとする。

（仮使用承認申請の処理）

第6条 局長は、危市規則第4条の2に規定する事務の執行に当たり、危規則第5条の2又は危規則第5条の3の規定により仮使用の承認の申請書の提出があったときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 前項の場合において、災害の発生の防止上支障があると認めるときに行う通知は、危険物製造所等仮使用不承認通知書（第3号様式）により行うものとする。

3 局長は、第1項の申請書に、次に掲げる書類及び図面を添付させるものとする。ただし、第2号に掲げるものについては、局長が必要と認める場合に限る。

(1) 工事計画書（第4号様式）

(2) 安全管理計画書（第5号様式）

(3) 仮使用の範囲及び工事に必要な範囲を示した平面図等

(4) 仮使用部分の安全対策のために必要な設備の位置及び構造に係る書類及び図面

(5) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止上必要なことに関する書類及び図面

4 局長は、製造所等の仮使用を承認したときは、当該製造所等の見やすい箇所に仮使用の承認を受けている旨を表示した掲示板（第6号様式）を設けるよう指導するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

（完成検査申請の処理）

第7条 局長は、危市規則第5条に規定する危険物製造所・貯蔵所・取扱所完成検査申請書（以下「完成検査申請書」という。）の提出があったときは、完成検査の期日を申請者に通知するものとする。

2 局長は、前項の完成検査申請書のうち、危政令第8条の2に規定する液体危険物タンク（以下「液体危険物タンク」という。）を有する製造所等に係るものについては、当該液体危険物タンクが法第11条の2第1項に規定する検査（以下「完成検査前検査」という。）を受け、技術上の基準に適合していることを確認するものとする。

（完成検査済証等の交付の処理）

第8条 局長は、危市規則第5条に規定する事務の執行に当たり、基準に適合していないと認めるときに行う通知は、完成検査不適合通知書（第7号様式）により行うものとする。

る。

- 2 局長は、危市規則第5条に規定する事務のうち、移動タンク貯蔵所の常置場所の変更許可に係る危市規則第6条第2項に定める完成検査済証（以下「完成検査済証」という。）が交付されたときは、変更前の常置場所を管轄する消防長又は署長に対し、移動タンク貯蔵所変更許可通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（完成検査済証再交付申請の処理）

第9条 署長は、危市規則第16条第2項に規定する事務の執行に当たり、完成検査済証の再交付を行う場合には、再交付する完成検査済証に再交付印（第9号様式）を押印するものとする。

- 2 署長は、危市規則第16条第3項の規定により亡失した完成検査済証の提出があったときは、当該完成検査済証再交付申請書に添付し、保存しておかなければならない。

（完成検査前検査申請の処理）

第10条 署長は、危市規則第5条の2に規定する事務（法第11条第1項に規定する許可に係るものを除く。）の執行に当たり、基準に適合していると認めるタンクには、「京消（第10号様式）」と刻印するものとする。

- 2 前項の場合において、基準に適合していないと認めるときに行う通知は、タンク検査不適合通知書（第11号様式）により行うものとする。

- 3 署長は、危市規則第5条の2に規定する事務（法第11条第1項に規定する許可に係るものに限る。）の執行に当たり、危険物製造所・貯蔵所・取扱所完成検査前検査申請書の提出があったときは、局長に送付しなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による送付があった場合について準用する。この場合において、第1項中「署長」とあるのは「局長」と読み替えるものとする。

（完成検査済証等の既交付証明の処理）

第11条 署長は、製造所等が完成検査済証の交付を受けている旨又は液体危険物タンクがタンク検査済証の交付を受けている旨の証明を完成検査済証明申請書（第12号様式）又は完成検査前検査済証明申請書（第13号様式）により求められた場合は、内容を審査し、その事実を認めるときには、完成検査済証明書（第14号様式）又は完成検査前検査済証明書（第15号様式）を交付しなければならない。ただし、移動タンク貯蔵所に係る完成検査済証の交付を受けている旨の証明にあつては、当該様式によらないことができるものとする。

（危険物保安技術協会への審査委託）

第12条 局長は、法第11条の3の規定により屋外タンク貯蔵所の設置、変更若しくは完成検査前検査の審査又は法第14条の3第3項の規定により特定屋外タンク貯蔵所の保安の検査の審査を危険物保安技術協会に委託する場合は、別に定める処理を行うものとする。

（仮貯蔵、仮取扱承認申請の処理）

第13条 署長は、危規則第1条の6に規定する危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書の提出があった場合は、必要に応じて現地調査を行い、災害の発生の防止上支障があると認めるときは、危険物仮貯蔵・仮取扱不承認通知書（第16号様式）により、その旨を通知しなければならない。

2 署長は、前項の仮貯蔵・仮取扱承認申請書に、次に掲げる書類のうちから、必要と認めるものを添付させるものとする。

(1) 仮貯蔵又は仮取扱いをする場所並びにその周囲の状況を示した平面図、立面図及び断面図

(2) 建築物内で仮貯蔵又は仮取扱いをする場合は、当該建築物に関する平面図、立面図及び断面図並びに構造設備図

(3) 仮貯蔵又は仮取扱いを行うための設備の位置、構造及び設備の明細書

(4) 消火設備に関する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止上必要な事項に関する書類及び図面

3 署長は、危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認をしたときは、当該承認に係る場所の見やすい箇所に仮貯蔵又は仮取扱いの承認を受けている旨を表示した掲示板（第17号様式）を設けるよう指導するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

（予防規程の認可申請の処理）

第14条 局長は、危市規則第12条に規定する事務の執行に当たり、危市規則第12条の規定により予防規程制定・変更認可申請書の提出があったときは、申請内容が法第10条第3項の技術上の基準に適合し、かつ、危規則第60条の2第1項各号に掲げる事項が具体的に定められているかを確認するものとする。

2 前項の場合において、火災の予防のために適当でないと認めるときに行う通知は、予防規程不認可通知書（第18号様式）により行うものとする。

（休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請の処理）

第14条の2 署長は、危市規則第12条の2第2項に規定する事務の執行に当たり、同条第1項に規定する休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間の延長の申請書の提出があった場合は、地下貯蔵タンク又は二重殻タンクに講じる措置を記載した理由書その他審査に必要な書類を添付させるとともに、必要に応じて検査を行うものとする。

2 前項の場合において、認定又は不認定の決定の通知は、休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長決定通知書（第18号様式の2）により行うものとする。

（休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請の処理）

第14条の3 署長は、危市規則第12条の3第2項に規定する事務の執行に当たり、同条第1項に規定する休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間の延長の申請書の提出があった場合は、地下埋設配管に講じる措置を記載した理由書その他審査に必要な書類を添

付させるとともに、必要に応じて検査を行うものとする。

- 2 前項の場合において、認定又は不認定の決定の通知は、休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長決定通知書（第18号様式の3）により行うものとする。

（申請の取下げの処理）

第15条 局長又は署長は、次に掲げる申請をした者から、当該申請を取り下げる意思表示があったときは、その旨を記した書面を提出するよう指導するものとする。

- (1) 法第10条第1項ただし書の規定による仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請
- (2) 法第11条第1項の規定による製造所等の設置又は変更の許可の申請
- (3) 法第11条第5項の規定による製造所等の完成検査の申請
- (4) 法第11条第5項ただし書の規定による仮に使用する場合の承認の申請
- (5) 法第11条の2第1項の規定による製造所等の完成検査前検査の申請
- (6) 法第14条の3第1項の規定による保安に関する検査の申請

- 2 局長又は署長は、前項第1号及び第5号（第4条第1項に定めるものを除く。）に係る申請を取り下げる意思表示があったときは、必要な処理を行わなければならない。

（届出書の処理）

第16条 署長は、次に掲げる届出書の提出があったときは、必要な指導を行うとともに、受領する1部を除きその他のものには、危市規則第7条第2項に規定する届出済印（以下「届出済印」という。）を押して返付するものとする。

- (1) 危市規則第6条に規定する危険物製造所等の所有者等の氏名等変更届出書
- (2) 危市規則第7条第1項に規定する危険物製造所・貯蔵所・取扱所譲渡引渡届出書
- (3) 危市規則第7条の2第1項に規定する危険物製造所・貯蔵所・取扱所品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書
- (4) 危市規則第8条に規定する危険物製造所・貯蔵所・取扱所廃止届出書
- (5) 危市規則第9条に規定する危険物製造所等の使用休止・再開届出書
- (6) 危市規則第10条に規定する危険物製造所等の軽微な変更届出書
- (7) 危市規則第11条に規定する危険物保安監督者選任・解任届出書
- (8) 危市規則第13条に規定する危険物製造所等災害発生届出書

- 2 署長は、前項の届出書のうち、次の各号に掲げるものにあつては、当該各号に定める書類及び図面を提示又は添付させるものとする。

- (1) 前項第2号の届出書 譲渡又は引渡しがあったことを証明する当該製造所等の登記簿謄本若しくは抄本又はその写し等の書類及び当該製造所等に係る完成検査済証等の提示
- (2) 前項第6号の届出書 工事計画書、工事の範囲を示した平面図並びに構造及び設備の明細書の添付

（資料提出の処理）

第17条 署長は、法第16条の5に規定する資料を提出させるに当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、必要に応じて、当該各号に定める届出書等を提出させるものとする。

- (1) 前条第1項第6号の危険物製造所等の軽微な変更届出書の提出を要しない軽微な変更工事において、溶接、溶断等の火花を発生する器具等を使用する工事で、火災予防上必要と認めるとき 火気使用工事届出書（第19号様式）
- (2) 製造所等において、設置許可を受けた者以外の者が管理者として選任又は解任されたとき 危険物製造所等管理者選任・解任届出書（第20号様式）
- (3) 製造所等において、危険物の取扱い作業に従事している危険物取扱者又は危規則第60条の2第1項第2号に規定する危険物保安監督者の職務を代行する者（以下「保安監督代行者」という。）が選任又は解任されたとき 危険物取扱従事者等選任・解任届出書（第21号様式）
- (4) 前号の規定により保安監督代行者を選任した旨の届出があるとき 危規則第48条の3に規定する実務経験証明書
- (5) 法第14条に規定する危険物施設保安員が選任又は解任されたとき 危険物施設保安員選任・解任届出書（第22号様式）

2 署長は、前項の規定により前項各号に掲げる届出等を提出させたときは、必要な指導を行うとともに、受領する1部を除きその他のものに、届出済印を押して返付するものとする。

（公安委員会への通報に係る処理）

第18条 局長は、法第11条第7項に規定する事務の執行に当たり、危市規則第3条の規定により、法第11条第1項第1号に該当する製造所等に対し許可を行ったときは、京都府公安委員会に通報するものとする。

2 署長は、法第11条の4第3項において準用する法第11条第7項に規定する事務の執行に当たり、法第11条の4第1項に該当する届出があったときは、当該届出書の写し2部を局長に送付しなければならない。

3 局長は、前項の送付を受けたときは、第1項の規定を準用し、京都府公安委員会に通報するものとする。この場合において、「第3条」とあるのは「第7条の2第1項」と読み替えるものとする。

（流出等の事故の原因調査及び報告）

第19条 署長は、法第16条の3の2第1項に掲げる事故のうち別に定めるものについて、法第16条の3の2各項の規定に基づき、原因を調査し、局長に報告しなければならない。

2 局長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、調査を行うものとする。

3 局長は、必要に応じ、調査に関する事項について、署長に助言し、又は指示するもの

とする。

(災害発生の報告)

第20条 署長は、危政令第1条の11に規定する指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っている施設若しくは場所又は危険物の運搬中に火災又は火災に至らなかった事故が発生した場合は、原因その他必要な事項について、速やかに局長に報告しなければならない。

(危険物等の判定)

第21条 署長は、法第16条の5第1項の規定に基づき収去した危険物と疑わしい物品又は危険物の類別、品名等について疑義があるときは、危険物等判定依頼書(第23号様式)により参考となる資料を添えて、局長に依頼しなければならない。

(指導結果等の記録)

第22条 局長及び署長は、法、危政令又は危規則の規定に基づく申請又は届出に関して行った指導、審査、現地調査又は検査の結果を、その都度記録し、関係する申請書又は届出書に添付し、又は保存しておくものとする。

2 前項の場合において、局長は、記録した内容のうち必要と認めるものについて、関係する署長に通知するものとする。

(統計)

第23条 署長は、月ごとに必要な危険物の規制に関する統計を行い、その状況等を把握しておかなければならない。

(施行の細目)

第24条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年6月1日京都市消防局訓令甲第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月27日京都市消防局訓令甲第1号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月31日京都市消防局訓令甲第4号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日京都市消防局訓令甲第10号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日京都市消防局訓令甲第3号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日京都市消防局訓令甲第2号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日京都市消防局訓令甲第 3 号）
（施行期日）

1 この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この訓令による改正後の京都市危険物事務処理規程の規定は、この訓令の施行の日以後の危険物製造所等の設置及び変更の許可並びに予防規程の認可の申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 1 月 31 日京都市消防局訓令甲第 8 号）
この訓令は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日京都市消防局訓令甲第 1 号）
この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日京都市消防局訓令甲第 12 号）
この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日京都市消防局訓令甲第 3 号）
この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 25 日京都市消防局訓令甲第 1 号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 11 月 15 日京都市消防局訓令甲第 3 号）
この訓令は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 20 日京都市消防局訓令甲第 2 号）
この訓令は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 13 日京都市消防局訓令甲第 3 号）
この訓令は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

危険物基準の特例適用内容書

<p>本設置・変更許可申請の内容のうち、危険物の規制に関する政令第23条の規定に基づく特例の適用を受ける事項及びそのために講じる措置等を、次のとおり提出します。</p>	
<p>特例の適用を受ける事項</p>	
<p>理由及び特例の適用を受けるために講じる措置等</p>	
<p>備考</p>	

備考 この様式は、適用を受ける許可申請書に添付すること。

第2号様式（第4条関係）

危険物製造所等不許可通知書

様	京都市指令 第 号
	年 月 日
京都市長 印	

年 月 日付けで申請のあった危険物製造所等の設置・変更については、 次の理由により不許可としましたので、京都市危険物規制規則第3条の規定により通知し ます。		
申 請 者	住 所	
	氏 名	
設 置 者	住 所	
	氏 名	
不 許 可 の 理 由		

備考 この決定に不服がある場合の救済の方法を記載すること。

第3号様式（第6条関係）

危険物製造所等仮使用不承認通知書

様	京都市指令 第 号 年 月 日
	京都市長 印

<p>年 月 日付けで申請のあった危険物製造所等の仮使用については、次の理由により不承認としましたので、京都市危険物規制規則第4条の2の規定により通知します。</p>	
申請者	住所
	氏名
設置者	住所
	氏名
不承認の理由	

備考 この決定に不服がある場合の救済の方法を記載すること。

第4号様式（第6条関係）

工 事 計 画 書

工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
工 事 の 内 容			
火 気 取 扱 状 況			
作 業 工 程			
工事部分以外での危険物 取扱状況			
消 火 設 備		警 報 設 備	
仮使用承認を受けるため に行う必要な措置等 ※			
危 険 物 保 安 監 督 者		危 険 物 取 扱 者	
施 工 業 者 名		工 事 責 任 者	

- 備考 1 工事期間が長期の場合は、工事日程表を添付すること。
- 2 軽微な変更工事の場合は、※印の欄に火災予防上講じる措置等を記載すること。

第5号様式（第6条関係）

安 全 管 理 計 画 書

施設管理者名		工事管理者名	
元請業者と下請業者の名称・責任者及びその関係			

1 所有者等が計画し、行わなければならない事項	
保安教育の実施	
工事の事前打合わせ	
工事中の報告体制	
現場確認の方法	
休日の管理体制	
火気使用の許可	
現場管理の状況把握	
施設管理者及び工事管理者への指示等	
事故時の通報・情報連絡体制	

2 工事管理者が計画し、行わなければならない事項	
下請業者が行う工事種別の把握	
工事種別ごとの安全対策	
工事全体の安全管理状況の把握	

備考 別途計画書を作成しているときは、当該計画書を添付すること。

第6号様式（第6条関係）

消防法による仮使用承認済		30センチメートル以上
製造所等の別		
承認年月日・番号	年 月 日 第 号	
承認行政庁名		
60センチメートル以上		

- 備考 1 木製、金属製又は合成樹脂製とすること。
 2 地を白色、文字を黒色とすること。

第7号様式（第8条関係）

完成検査不適合通知書

様	京都市指令 第 年 月 日 号
	京都市長 印

年 月 日付けの申請に基づき、危険物製造所等の完成検査を実施した結果、次の理由により不適合としましたので、京都市危険物規制規則第5条の規定により通知します。		
申請者	住所	
	氏名	
設置者	住所	
	氏名	
不適合の理由		

- 備考 この決定に不服がある場合の救済の方法を記載すること。

第8号様式（第8条関係）

移動タンク貯蔵所変更許可通知書

年 月 日

様

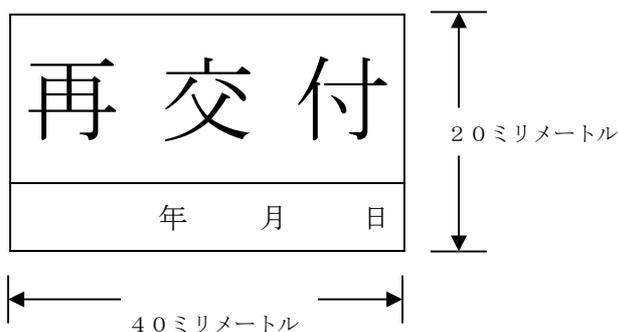
京都市消防局長

貴行政庁の設置（変更）許可に係る次の表の第1欄に掲げる移動タンク貯蔵所について位置の変更許可申請書（及び譲渡引渡届出書）の提出があり、同表の第2欄に掲げるとおり変更許可（及び当該届出書の受理）を行ったので通知します。

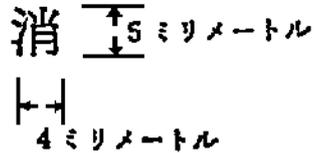
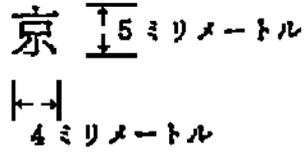
		第 1 欄	第 2 欄
許 可 行 政 庁			
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
設置・変更許可年月日 (番号)			
完成検査年月日 (番号)			
譲渡引渡届出書 受理年月日		_____	
その他必要な事項			

注 設置者の項の第2欄の欄には、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡しと位置の変更が同時に行われるものである場合は、譲渡又は引渡しを受けた者の住所及び氏名を記入すること。

第9号様式（第9条関係）



第10号様式（第10条関係）



第11号様式（第10条関係）

タンク検査不適合通知書

	様	京都市指令	第	年	月	号	日
							京都市長 印

<p>年 月 日付けの申請に基づき、危険物製造所等の完成検査前検査を実施した結果、次の理由により不適合としましたので、京都市危険物規制規則第5条の2の規定により通知します。</p>		
申請者	住所	
	氏名	
設置者	住所	
	氏名	
不適合の理由		

備考 この決定に不服がある場合の救済の方法を記載すること。

第12号様式（第11条関係）

完成検査済証明申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） (電話 ー)

<p>次の危険物製造所等は、危険物の規制に関する政令第8条に規定する完成検査済証が交付されていることを証明願います。</p>			
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯蔵所又は 取扱所の区 分	
許 可 年 月 日 ・ 番 号		年 月 日 第 号	
検 査 年 月 日 ・ 番 号		年 月 日 第 号	
申 請 の 理 由			
備 考			

第 1 3 号様式 (第 1 1 条関係)

完成検査前検査済証明申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) (電話 -)

次の液体危険物タンクは、危険物の規制に関する政令第 8 条の 2 に規定する完成検査前検査済であることを証明願います。			
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯蔵所又は 取扱所の区分	
検 査 年 月 日 ・ 番 号		年 月 日 第 号	
検 査 種 別		<input type="checkbox"/> 水張・水圧	<input type="checkbox"/> 基礎・地盤 <input type="checkbox"/> 溶接部
申 請 の 理 由			
備 考			

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第14号様式（第11条関係）

完成検査済証明書

様	年 月 日
	京都市長 印

次の危険物製造所等は、危険物の規制に関する政令第8条に規定する完成検査済証が交付されていることを証明します。			
設置者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
製 造 所 等 の 別		貯蔵所又は取扱所の区分	
許可年月日・番号	年 月 日	第	号
検査年月日・番号	年 月 日	第	号

第15号様式（第11条関係）

完成検査前検査済証明書

様	年 月 日
	京 都 市 長 印

次の液体危険物タンクは、危険物の規制に関する政令第8条の2に規定する完成検査前検査済であることを証明します。			
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
		貯蔵所又は取扱所の区分	
検 査 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日	第	号

第16号様式（第13条関係）

危険物仮貯蔵・仮取扱不承認通知書

様	京都市	消防署指令	第	号
		年	月	日
	京都市	消防署長		印

<p>年 月 日付けで申請のあった危険物仮貯蔵、仮扱いについては、次の理由により不承認としましたので、京都市危険物規制規則第2条第2項の規定により通知します。</p>		
申 請 者	住 所	
	氏 名	
不 承 認 の 理 由		

備考 この決定に不服がある場合の救済の方法を記載すること。

第17号様式（第13条関係）

消 防 法 に よ る 仮 貯 蔵 ・ 仮 取 扱 承 認 済	
承 認 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日 第 号
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
種 類 ・ 数 量	第 類 品 名 数 量
責 任 者	

60センチメートル以上

30センチメートル以上

備考1 木製、金属製又は合成樹脂製とすること。

2 地を白色、文字を黒色とすること。

第18号様式（第14条関係）

予防規程不認可通知書

様	京都市指令	第	年	月	号	日
京都市長						印

年 月 日付けで申請のあった予防規程については、次の理由により不認可としましたので、京都市危険物規制規則第12条の規定により通知します。		
申 請 者	住 所	
	氏 名	
設 置 者	住 所	
	氏 名	
不 認 可 の 理 由		

備考 この決定に不服がある場合の救済の方法を記載すること。

第18号様式の2（第14条の2関係）

休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長決定通知書

様	京都市指令	第	年	月	日	号
	京都市長					印

危険物の規制に関する規則第62条の5の2第3項の規定により 年 月 日
 付けで申請のあった休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長に
 ついては、決定区分に明記したとおり決定したので通知します。

危 険 物 施 設	設 置 場 所					
	製 造 所 等 の 別		貯蔵所又は取 扱所の区分			
	設置の許可年月日 及び許可番号	年	月	日	第	号
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 認 定 <input type="checkbox"/> 不 認 定					
認 定 し な い 理 由						
特 記 事 項						

注1 該当する□には、レ印がしてあります。

2 申請前の漏れの点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合に
 あっては、当該実施期限までに漏れの点検を実施してください。また、当該実施期
 限後から期間延長後の漏れの点検予定日までに危険物の貯蔵及び取扱いを再開する
 場合にあっては、再開する日の前日までに漏れの点検を実施してください。

備考 この決定に不服がある場合の救済の方法を記載すること。

第18号様式の3（第14条の3関係）

休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長決定通知書

様	京都市指令 第 年 月 日 号
	京都市長 印

危険物の規制に関する規則第62条の5の3第3項の規定により 年 月 日
 付けで申請のあった休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長については、決定区分
 に明記したとおり決定したので通知します。

危 険 物 施 設	設 置 場 所			
	製 造 所 等 の 別		貯蔵所又は取 扱所の区分	
	設置の許可年月日 及び許可番号	年 月 日	第 号	
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 認 定 <input type="checkbox"/> 不 認 定			
認 定 し な い 理 由				
特 記 事 項				

注1 該当する□には、レ印がしてあります。

- 2 申請前の漏れの点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合に
 あっては、当該実施期限までに漏れの点検を実施してください。また、当該実施期
 限後から期間延長後の漏れの点検予定日までに危険物の貯蔵及び取扱いを再開する
 場合にあっては、再開する日の前日までに漏れの点検を実施してください。

備考 この決定に不服がある場合の救済の方法を記載すること。

第19号様式（第17条関係）

火気使用工事届出書

(宛先) 京都市長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） (電話 -)

危険物製造所等において、軽微な変更届出書の提出を要しない火気使用工事を行いますので届け出ます。			
設置者	住所		
	氏名		
設置場所			
施設の名称			
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
工事の場所、工事の内容及び火気使用器具等			
火災予防上の措置			
着工予定日		完了予定日	
その他必要な事項			
備	考		

第20号様式（第17条関係）

危険物製造所等管理者 選任 届出書
解任

(宛先) 京都市長	年 月 日
届出者の住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）	届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） (電話 ー)

危険物製造所等の管理者を次のとおり選任・解任しましたので届け出ます。			
選任（解任） した管理者	住 所	()	
	氏 名	()	
設 置 者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
施 設 の 名 称			
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 番 号	第 号
許 可 申 請 権 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
備 考			

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第21号様式（第17条関係）

危険物取扱従事者等
選任 届出書
解任

(宛先) 京都市長	年 月 日
届出者の住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）	届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） (電話 -)

危険物製造所等の危険物取扱従事者・保安監督代行者を次のとおり選任・解任しましたので届け出ます。

施設 の 名 称					
設 置 者	住 所				
	氏 名				
製 造 所 等 の 別				貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分	
許 可 年 月 日 ・ 番 号		年 月 日		第 号	
選 任 又 は 解 任 し た 危 険 物 取 扱 従 事 者 等	選 任 ・ 解 任 の 別	氏 名	保 安 監 督 代 行 者	免 状 の 種 類	交 付 年 月 日 (保安講習受講年月日)
	<input type="checkbox"/> 選 任 <input type="checkbox"/> 解 任		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 甲種 <input type="checkbox"/> 乙種 (第 類) <input type="checkbox"/> 丙種	年 月 日 (年 月 日)
	<input type="checkbox"/> 選 任 <input type="checkbox"/> 解 任		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 甲種 <input type="checkbox"/> 乙種 (第 類) <input type="checkbox"/> 丙種	年 月 日 (年 月 日)
	<input type="checkbox"/> 選 任 <input type="checkbox"/> 解 任		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 甲種 <input type="checkbox"/> 乙種 (第 類) <input type="checkbox"/> 丙種	年 月 日 (年 月 日)
	<input type="checkbox"/> 選 任 <input type="checkbox"/> 解 任		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 甲種 <input type="checkbox"/> 乙種 (第 類) <input type="checkbox"/> 丙種	年 月 日 (年 月 日)

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第 2 2 号様式 (第 1 7 条関係)

危険物施設保安員 選任 届出書
解任

(宛先) 京都市長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあつては、主たる事業所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名) (電話 -)

危険物製造所等の危険物施設保安員を次のとおり選任・解任しましたので届け出ます。				
施設 の 名 称				
設 置 者	住 所			
	氏 名			
選任を必要とする製造所等の区分	<input type="checkbox"/> 製造所 <input type="checkbox"/> 移送取扱所 <input type="checkbox"/> 一般取扱所 (危険物の規制に関する規則第 6 0 条に規定するものを除く。)			
許可年月日・番号	年 月 日 第 号			
選任又は解任した危険物施設保安員	選任・解任の別	職 名	氏 名	危険物取扱者の資格の有無
	<input type="checkbox"/> 選 任 <input type="checkbox"/> 解 任			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 選 任 <input type="checkbox"/> 解 任			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 選 任 <input type="checkbox"/> 解 任			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 選 任 <input type="checkbox"/> 解 任			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第 2 3 号様式 (第 2 1 条関係)

危険物等判定依頼書

(宛先) 消防局長	年 月 日
	消 防 署 長

<p>京都市危険物事務処理規程第 2 1 条の規定により、危険物等の判定を次のとおり依頼します。</p>	
収去等を行った年月日	年 月 日
依頼物品の保有防火対象物	所在地
	名 称
	代表者
収去等を行った場所	
依頼物品の製造元	所在地
	名 称
依頼物品の商品名及び用途	
判 定 の 依 頼 事 項	